

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注3) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ヨルダン	ヨルダン・ハシェミット王国政府に對する贈与に関するヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文	經濟社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000千円 -----	H29.3.1 アンマン で (同日)	日本側 櫻井修一在ヨルダン大使 ヨルダン側 イマード・フアード・リー計画・国際協力大臣	H29.3.15 91号
ヨルダン	第二次バルカ県送配水網改修・拡張計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文	第二次バルカ県送配水網改修・拡張計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,391,000千円 H34.6.30まで	H29.8.14 アンマン で (同日)	日本側 櫻井修一在ヨルダン大使 ヨルダン側 イマード・フアード・リー計画・国際協力大臣	H29.8.31 310号
ヨルダン	ヨルダン・ハシェミット王国政府に對する贈与に関するヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文	經濟社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入	1,000,000千円 -----	H29.9.10 アンマン で (同日)	日本側 櫻井修一在ヨルダン大使 ヨルダン側 イマード・フアード・リー計画・国際協力大臣	H29.9.25 336号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。